

南大分羽屋の百手祭

半田康夫

百手組・百手帳 大分市南大分の羽屋部落は、庄屋カド・オクガカド・ナカマイ・園田カド・ムカイカドの五つのカド（近隣地域集団）に分かれている。庄屋カドは旧庄屋を本家とする同族団より成り、他のカドは有力な同族団を主軸として形成されている。そして、イキシニ（誕生・葬式）などの場合には、構成戸数の比較的少い園田カドとムカイカドとが合流する外は、カドがそれぞれ相互援助の単位となつていて、
この部落の氏神は天神さまであるが、その氏子としては、次表の如くカドとはやゝ無関係に東・中（中小路）・西の三組の「ヤモテ組」を組織して、毎年正月二十日には各組ごとに「ヤモテさま」（百手祭）を執行している。

西 組 (13戸)					中 組 (14戸)					東 組 (17戸)					百 手 組 (以下同じ) 名	
N	M	L	K		J	J	H	G	F	E	D	C	B	A		
7	6	5	4	3	2	1	1	1	5	4	3	2	1	3	2	1
ス	ク	ミ	カ	ド	ム	カ	ド	ム	カ	ド	ム	カ	ド	ム	カ	ド
ス	ク	ミ	カ	ド	ム	カ	ド	ム	カ	ド	ム	カ	ド	ム	カ	ド
カ	ト	イ	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト
ナ	マ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
カ	マ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
オ	カ	ド	カ	ド	カ	ド	カ	ド	カ	ド	カ	ド	カ	ド	カ	ド
カ	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト
カ	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト

各百手組には百手祭に関する記録——百手帳が保存されており、東組の世話人（「頭人」）が木箱に納めて保管している。「御頭人帳箱」と墨書きされた安永八年（一七七九）正月廿日作製の木箱に納められており、その「天神百手覚帳」は、文化三年（一八〇六）に、慶安四年（一六五一）以来の古記録を整理書写したものであつて、その後も書きつがれてきた。
記録として残されているのは慶安或いは貞享以後のものしかないが、祭そのものは古くから行わってきたのであろう。（尤

も東組の記録の享保十三年の条に「慶長元年始り是年迄百三拾三年ニ及」と記されているが、これは同組の百手祭の始期を示すものではなく、徳川將軍の新らしい世になつて以来何年になるという意味であろう。これに對して西組は宝永三年（一七〇六）に初めてこの神事を開始したのである。

頭人・寄子・講人 神事の執行には江戸時代にも府内上野の彌栄神社の神官を招いたのではないかと思われるが、各百手組の、主として鋪設の任に当るものを頭人（トーニン）、もしくは座前（ザマエ）とよび、これを補佐する人々を寄子（ヨリコ）といつた。寄子の人数は東・中両組では古来原則として十三人、西組では江戸時代を通じて僅か三人であつたが、現在はやはり十三人で、講人（コーニン）の中から一年交代でマワリコ（輪番）に当る。

講人というのは、祭の当日参列してオビシャヤ（御歩射）を行い直会に列座できる者である。（講人のことを寄子ともいつたが、先の十三人ずつ当る寄子と混同するので、以下講人とよぶことにする）。今では講人は戸主だけに限られているが、これは、中組が明治三十三年に「寄子中協議之上、戸主壱人宛ト俟約」したのと同様に、今次大戦中の経費節約のための臨時の措置であつて、それまでは、ひとりで箸を持ち得る男児以上の老若男子は、すべて講人となり得たそうである。東組の百手帳の享保二十年の条に、「人数七拾九人寄子不残相勤申候」とある七十九人の寄子（講人のこと）には、一定年令以上の老若男子ばかりか女子もまた含まれていたのではないかと思われる。同十六年における同組の全人数が百九人であつたからである。それが延享五年になると、「当年ハ御けんやくニ付、人数茂三拾七八人ニ而御座候ニ付、寄子買物も少々げんじ申候」というように講人の数を制限している。これは恐らく成人男子だけに限つたのであろう。

先にも述べたように、この講人中から十三人の寄子が一年交代で出るのであるから、現在は戸主がこれに當つているが、昔は戸主でないものも幾人かまじついていた。他村よりの移住者も、その代から講人に加わり寄子や頭人になることができた。例えれば中組で、京都近傍の村から同村に移住してきた宇八という者が、安政五年に同村の古老の後見によつて初めて頭人となつたことがある。（但し、移住後何年ぐらい経て寄子となり頭人となり得たかはわからない）。また、下賤とみなされていた身分

の者で村にアリツイた者も、実直さを認められれば、その子の代から祭祀組織に加わることを許され、村人から一人前・一戸前として認められた。

頭人は、講人中の戸主が一年交代でマワリコ（輪番）にその任に当るのを原則としてきたが、頭人はその自宅の座敷を祭場や直会の場として提供し、また直会の経費の一部を負担しなければならないので、必ずしもこの原則は守られてはいない。昔は、なおさらそうであつた。組内でも家格の高い旧家、多少の資産を持つものが、その任を引受けることが多かつた。

なお、西組は前にも述べたように宝永三年に百手祭を開始したのであるが、この時は頭人・寄子合わせて僅か四人であった。この四名は、それまでの東・中（中小路）両組の百手帳の中には見当らないから、これまでどの組にも加入していないかったものだけで新しい講組を結成したものと思われる。東・中両組の人々よりおくれてこの村に定住した人たちであつたろうか。そして頭人一人・寄子三人という状態は幕末まで続いたが、明治以後分家の増加と新移住者の加入によつて、寄子の数は漸増した。

祭の期日

百手祭は毎年旧の正月二十日に各組ごとに同時に行われているが、昔はそうではなかつた。東・中両組では文化四年まで、西組では同五年までは毎年正月二十五日に行われていた。氏神天神さまの生誕日六月二十五日に關係ある日が選ばれていたわけである。それが翌年からは、どのような理由に基づくのかわからぬが、二十日に変更されて今日に及んでいる。何か「指合」（支障）があると、祭日を翌月の同日に廻したり取止めたりした。例えば中組では、寛延三年には何かの指合があつて翌月に執行したし、宝曆四年は取止め、同十二年には殿さまの御遠慮（謹慎中）に付き「けたい」（懈怠）、明和八年には疱瘡流行のために取止めている。また嘉永三年は八月七日の台風のために平年作の三割という不作であつたが、このために翌年正月の百手は「ひそかに相済」している。なお、頭人や寄子に不幸などの指合があつて次番と交代した例は、百手帳の随所に見受けられる。

祭の準備

二十日の昼すぎに、各百手組の寄子はそれぞれの頭人の家に集まり、分担をきめて祭のキリクミ（準備）にとりか

る。明治十一年の分担は、「町買」二名、「竹伐」一名、「米取」二名、「芹取」四名であつた。「町買」とは大分の町に行つて祭に必要な品を買つて来る役で、「町行」ともいわれた。享保六年に例をとると、東組の「町行」の者が購入した品物は次の通りである。

一、銭七匁七分 着代

一、全壹匁七分

たはこ壹斤

一、全壹匁

ちや壹斤

一、全壹匁四分

府内ニ而遣（「町行」の者の小遣錢である）

一、全拾壹匁八分

御酒代

合 戎拾三匁四分

なお、明治十五年の条には

一、酒

七拾石也

一、醤油

拾壹石也

一、酢

六升

一、ごまめ

四俵

と記されているが、これはトツ・ペヅケであつて、このような、ほゝえましい、でたらめの記帳が幕末以後の分には散見する。

「竹伐」とは、オビシヤ（御歩射）に使用する弓・矢・的を作る材料の竹を伐りに行く役であり、「米取」とは寄子から米を徵収して廻る役、「芹取」は直会の時のオシタシに使う芹を取りに行く役である。右のような「町行」の買物（その費用は寄子の分担）とは別に、頭人自身も次のような品々を調えておく。（東組百手帳享保九年の条）

一、御酒

壹升

一、たはこ

壺斤

一、まつ（松明のこと）代壺刃

一、こんふ 壱袋

一、白はし 百人前

一、す 壱升五合

一、しやうゆう 式合半

一、とうふ 式丁

一、こんにやく 式丁

このような品々を材料にして、寄子たちは女子をまじえないで膳部をこしらえる。献立の大様は次の例によつてうかゞうことができる。

嘉永六癸丑正月百手乃至左之通献立新ニ相改置候間、急度相勤可申候

皿 なます 汗

坪皿 いせり 香之物

引手

牛房

飯

結こんふ

平皿

さか那

大こん

青味

文政十年には「豊年二而もミめし」が出されているが、飯が「もミめし」（糉飯？）でなかつたことも多かつたのである。寄子の一部は、注連縄を作つてトコ（床の間）に張つたり、天神さまの掛け軸をかけたりする。キリクミの人々へは、嘉永六

年の定めでは、大鉢に並べた刺身と、ありあわせの料理が出されることになつていて。恐らく酒もいくらか出されたのである。祭の前日にも寄子が集合することになつていて、その時にも酒一升が出る定めであつた。大正の頃までは正月十五日にお日待が行われていたから、この時にも寄子の間で百手祭に関する相談が行われた例がある。

祭の経費 頭人の買物や、キリクミの時に寄子に出される酒食等の費用は頭人の負担であつた（今もそうである）が、寄子の買物の費用は、「買物（中略）合式拾三匁四分、但シ壱人ニ付壱匁八分宛」（東組百手帳享保六年の条）と記されているよう、十三人の寄子が醸出したのであつた。このような措置が永く続いたが、幕末に至つて金銭を積立てることになつた。

百手組合方壱人前五分宛御無尽加入仕、終座迄掛込、五百五拾目嘉永三戌年迄御座候處、五拾目丈初右衛門座ニ相渡、残五百目年中壹歩之利足三而百手座前ニ切足仕、右五百目ハ庄屋元へ預、凶豈なく右五拾目宛無間違差出可申候、依而右之趣書記置候 以上

嘉永三庚戌年

庄屋

小野 喜右衛門 (花押)

即ち東組では、嘉永三年に先立つ数年前より百手無尽とも称すべき積金を計画し、この年の終座までに五百五拾目を積立てることができた。そしてその内の五拾目だけを当年の百手祭の経費に充当し、残り五百目は庄屋元に預つて、年中一步の利息で百手組内の希望者に貸出し、この元利の中から毎年五十目ずつを豊凶に關係なく祭の資金として支出することにしたのであつた。借用に當つては抵当を必要としたことが、次の証文によつて知られる。

借用申銀札之事

一、銀札式百目定

右之銀札、慥ニ受取申所実正ニテ御座候、但シ利足儀者、年中壹歩相加へ、若シ相滯候節ハ、羽屋村之内不定川田七島田武

畠、此高壱斗五升三合之所、若シ無相違元利滯候節ハ、右引当之田地御受取可被下候、其第一言之口能申間敷、為其証文如件

嘉永七年

寅正月

借主 治郎右衛門印
受人 六郎右衛門

佐藤瀬右衛門殿

全寄子中

右之通無相違御座候、此証文儀者、前入置候へ共、此節相改申候、外ニ証文無之候

大正八年にも七戸当り五升ずつの支を寄せるに決めたが、「其年の都合によ」つて実際集めたのは三升ずつで、十五戸からの「寄せ麦」四斗六升四合を売つて、その代金十二円二十五銭を百手祭の基金としている。このツミコク（積穀）も講人中の希望者に貸与されたことは云うまでもない。中組でも嘉永三年に「頼母子」によつて二百五十匁の基金を得てゐるし、大正三年にもツミコクを行つてゐる。

神事

今は昼の間に神事が終つてしまふが、むかしは夕方から開始された。頭人の家の座敷の床の間にかけられた天神さまの掛け軸の前で、先ず神官が「お祓を申」す。統いて羽織袴の頭人及び寄子たちが、床柱に立てかけられた的に向つて三本ずつ矢を射かける。的の裏には鬼という字を墨書きし、表には「鬼の目」（二重丸の中心部が黒く塗りづぶされている）が書かれてゐる。これが終ると直会になる。膳部が出され、飯はモツリーに高盛りにして出される。むかしは家の格式によつて坐順が決つてゐた。夜おそく簡単な夜食をとつて、お天道さまのあがるまでオツヤ（御通夜）をする。早朝再び神官が来て、お祓を申して祭を終る。

統いてトーワタシ（頭渡し）——新旧頭人の引継式が寄子立会のもとに行われる。旧頭人から新頭人へ、頭人の保管すべき掛け軸・百手帳・ツミコクなどが渡される。今は吸物椀になみなみと神酒をついで新頭人にいたゞかせるだけであるが、むかし

は三合も入るモツソーや飯を高盛りに盛つて、何ばいも無理じいした。トーワタシが終ると、寄子全員がお供をして新頭人の家へ行き、床の間に掛軸と百手帳を置いてお供えをし、お詣りをする。そして新頭人に「よろしくお願ひ申します」と挨拶して解散するのである。

馬百手

牛馬を飼つている家だけでバモモチが行われる。大分郡挾間町谷のダイジョーゴンさま（大将軍さま、保食神社）の祭の日正月二十三日が祭日で、神官が来て祓をし、馬百手組の頭人・講人が順次にオビシヤをする。続いて簡単な酒食が出来ツソーメシを食べるが、これは全部食べてしまわないと馬が肥えないと云われるので、無理でも食べてしまう。頭人はマワリコ（輪番）である。むかしは代表が大將軍さまへ代参したらしいが、最近はあまり行われない。ツミコクはなく、経費はすべてその年の頭人が負担する。

本稿は昭和二十九年度文部省科学研究助成補助金による研究（東九州に於ける特殊仲事の研究）の一部である。（大分大学助教授）

郷士諸藩の大坂藏屋敷

借庫であつたことである。

松本清氏の日本倉庫史によると、延享四

江戸の藏所は殆ど旗本御家人の為めに存在したものと云えるが、大阪のは諸大名の在したものと云ふものであつたから、其の規模は遙かに江戸を凌いでいた。

その大阪藏屋敷の起源は不明とされているが、大体に豊臣氏時代から始まつたと云われている。そしてその藏屋敷自体は全く

豊後日出 士佐堀二丁目

豊後府内 築島町

豊後佐伯 天満十二丁目

豊後森 西信町

豊後立石 江戸堀五丁目に借考

肥後熊本は常安町、肥前島原は天満

橋ノ上町、日向延岡藩は常安町裏町であつた。

（立川）

豊前中津 畠島五丁目

豊後岡 築島町（今の中の島三丁目）

豊後臼杵 常島新地五丁目

豊後杵築 常安町